

# 9月定例会市議会 14日間にわたり慎重に審議

## 保健センターに 10議案を可決 関する条例案など



9月定例会市議会は、九月九日から二十二日までの十四日間にわたって開会されました。今定例会では、今年度一般会計及び特別会計補正予算案をはじめ、建設中の保健センターに関する条例案や高齢者への貸付、牛の購入基金に関する条例案、それに文化会館建設に伴う各工事の請負契約の締結など十八件の議案と昭和五十四年度の病院事業会計と水道事業会計の決算の認定二件を提出しましたが、決算の認定二件を閉会中審査としたほかはいずれも可決されました。その中から主なものについてお伝えします。

### 一般会計に 四億五千五百七十九万円を追加

- 今年度一般会計の歳入歳出にそれぞれ四億五千五百七十八万九千円が追加され、予算総額は百二十三億二千六百六十九万五千円となりました。
- 歳入の追加では、五十四年度からの繰越金が最も多く、次いで県支出名、市債、国庫支出金などとなり、その内訳や金額については別表をご覧ください。
  - また、歳出の補正で主なものは次のとおりです。
    - ▽民生費 二、九四四万円
      - 小柄沢園への無縁地の墓地整地及び塔建立工事費、老人居室整備資金貸付金追加等
    - ▽衛生費 二、一三九万円
      - 小柄沢園墓地造成基金積立金追加等
    - ▽農林水産費 七、九五八万円
      - 農業、酪農及び畜産振興費、農業基盤整備事業費、林業構造改善対策費等
    - ▽土木費 二億、〇四九万円
      - 市道五路線の舗装、改良工事費及び四路線の改良用地購入費、小柄沢園事業造工事費、街灯新設工事費等
    - ▽消防費 三、三三二万円
      - 防火貯水槽及び消火栓新設費等
    - ▽教育費 三、五〇五万円
      - 幼稚園、小・中学校などの文教施設維持補修工事費等
    - ▽災害復旧費 一、九八九万円
      - 現年発生公共土木施設災害復旧費

### 保健センターに 関する条例を制定

大館市保健センターに関する条例が制定されました。この条例は、動労青少年ホーム隣りに建設中の「保健センター」の設置と管理について必要な事項を定めたものです。同条例では、保健センター設置の目的を、市民の健康の維持と増進のための保健サービスを行うとともに、市民の自主的な保健活動の場として活用すると

昭和55年度一般会計歳入歳出予算補正 単位：千円

款	補正前の額	補正額	補正後の額
分担金及び負担金	212,069	△383	211,686
使用料及び手数料	100,508	3,621	104,129
国庫支出金	2,028,819	45,968	2,074,787
県支出金	767,632	63,957	831,589
寄附金	13,263	20,151	33,414
繰入金	449,407	35,800	485,207
繰越金	268,426	239,280	507,706
諸市取	485,086	695	485,781
歳入合計	1,340,100	46,700	1,386,800
歳入合計	11,870,906	455,789	12,326,695
歳入合計	1,286,400	1,263	1,287,663
歳入合計	1,221,016	26,774	1,247,790
歳入合計	2,194,222	29,436	2,223,658
歳入合計	1,001,289	21,389	1,022,678
歳入合計	109,845	82	109,927
歳入合計	750,319	79,584	829,903
歳入合計	495,340	4,172	499,512
歳入合計	1,686,769	204,928	1,891,697
歳入合計	385,430	33,219	418,649
歳入合計	2,741,566	35,049	2,776,615
歳入合計	260,222	19,893	280,115
歳入合計	11,870,906	455,789	12,326,695

※歳入歳出の合計額は九月補正がなかった項目の額も含まれています。

### 貸付牛購入基金に 関する条例を制定

大館市高齢者等肉牛飼育事業貸付牛購入基金に関する条例が制定されました。これは、市が購入した肉牛を高齢者等に貸付けし、肉用牛飼育の促進と肉牛資源の確保、それに高齢者の福祉向上を目的とした基金条例にもつき、その肉牛購入を適正にしかも効果的に進めようというものです。この肉牛貸付事業は、国と県の助成を受けて行われ、基金額を八百三十九万九千円とし、肉用雌牛二十頭を購入し、希望者に無償で貸付けて育成繁殖を図るというものです。貸付けの対象者は、肉牛の飼育経験がある六十歳以上の男子が登録者となり、長期にわたって不在である農家となっており、貸付期間は五年とし、貸付けを受けた方は、その期間中に肉牛の購入価格相当額を納付するか、その肉用牛から生産された子牛を納付した場合は、借受けた肉用牛は市から譲渡され、その返納額は基金に繰入れられ再び貸付けがされるしくみになっています。この基金条例の制定により、市では近日中に肉用牛市場から二十頭を購入し、飼育希望者に貸出すことになっています。

### 特別会計には 一億七千七百三万円を追加

特別会計では、国民健康保険特別会計に一千二百六十七万七千円が、また、都市計画事業特別会計には一億六千四百三十五万四千円が追加されました。都市計画事業の追加として主

## 行政 報告

### 曲ワッパの伝産法 指定状況について

当市の地場産業である木製品のひとつ大館曲ワッパの国の伝産法指定については、7月4、5日の両日に国の調査を無事終了、8月13日には東京で開かれた指定審議会の事前審査も通過、近々開催される本指定審議会で決定される見通しとなっています。

### 建設工事の状況について

＜長木小学校改築工事＞  
工事の進捗状況は約70%に達し、躯体サッシ取付、防水、内部木部仕切、天井下地仕切、ブロック工事等はすでに完了し、現在、モルタル工事や内装工事と並行して電気給排水工事が順調に進捗しています。

### ＜小・中学校改修工事＞

特定不況地域指定に基づく事業として小・中学校の改修工事は本年度も次の3校について実施しております。花岡小学校は約4千万円の事業で、鉄筋3階建の内外改修と体育館の屋根葺替え及び渡り廊下の鉄骨塗装となっています。東中学校は約1千9百万円、オイル暖房設備工事と軒先及び外壁補修工事を施行中で、南中学校については約4千万円で校舎及び体育館の改修、それに部室新築工事等になっています。＜長木公民館新築工事＞  
総工費約6、200万円が7月に着工しましたが、工事の進捗状況は約60%でサッシ取付工事が完了、現在内装及び外壁工事を施行中で順調に進んでおり、10月31日に完成の予定となっています。

### 一般廃棄物処理施設の 建設について

ゴミ焼却場の建設については、昭和55年、56年の2カ年度継続事業で、広域組合によってその作業が進められています。都市開発との関係など、周辺の環境に十分配慮しなければならぬことから、当初計画した上堤沢が適地と考えられましたが残念ながら沼館地区住民の同意が得られなかったため、現在の衛生センター敷地内に建設することになり、9月に着工し56年12月に完成の予定です。

### 9月定例会市議会が招集された9月9日 議案説明に先立ち、畠山市長から行政報告 がありました。その中から主なものを お伝えします。

### ◆水田利用再編対策事業と 水稻の育成状況について

当市の転作割当目標面積は456haに  
本年施工面積17haを加えた473haですが、この実施状況は7月上旬の第1次現地確認調査の結果では489.8haとなり、転作目標達成率は全県平均とほぼ同じ103.5%となっています。これは減反による生活苦、生産意欲の喪失を肌身に感じ、不安と不満を表明しながら協力いただいた結果の数字であり、農業者並びに関係者に深く感謝申し上げます。水稻の生育経過は、育苗期間中の積算気温は、昨年よりやや高目に推移しましたが、平年に比べると低く、一部に苗代障害がみられました。しかし、田植え後は活着も良好で比較的順調に経過、6月中旬まで気温も極めて高く30度を越えた日もあり、茎数、葉数ともに平年を上回り、生育も3日以上進んでいました。ところが、6月下旬以降の異常低温により出穂が1週間前後遅れ、調査によると早生種で不稔粒10%以下の軽微なもの約100ha、11%から20%まで約220ha、21%から50%までが約150haと推定され、現在な

### お調査中です。

中晩生種においては、出穂後の日も浅く、稔実が進んでいないので今後の調査によりますが、不稔粒20%以下が約2,180ha、21～50%が約1,000ha、50%以上が約100haと推定されます。

この不稔率がただちにそのまま減収になるわけではありませんが、稲自体の補償作用によって回復するにしても、このまま低温が続き、最悪の場合は20～25%近い減収の恐れもあります。

そこで、市では9月9日に「冷害対策本部」を設置し、各機関及び団体の協力のもと減収を最少限度にとどめるよう努めていきたいと思ひます

### ◆国道7・103号

#### バイパスについて

このことについて、関係地区の地権者の理解を得るため、去る5月19日から8月7日まで、14箇所において説明会を開催し、これと並行して7月26日から8月8日までの2週間にわたって縦覧に供した結果、3部落と4人から意見書が提出されました。その主な理由は、農地が潰れること、また、部落が分断されることとして交通公害の発生恐れがあるということが主な理由でした。このルートは、都市計画街路事業とし

### て市の都市計画審議会での承認により、 8月20日に開催された秋田県都市計画地 方審議会に、この提出された意見書を添 えて諮問した結果、原案通り同意されま した。

これにより、知事が建設大臣の認可を得て、都市計画の決定告示となりますが意見書を提出された部落及び個人については、今後とも引き続き話し合いを続けて理解を得たいと思ひます。